

第 1 5 号議案

亀岡市特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

亀岡市特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 2 6 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例

(亀岡市特別会計条例の一部改正)

第 1 条 亀岡市特別会計条例（昭和 3 9 年亀岡市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 1 0 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 3 条中「第 4 号及び第 5 号」を「第 3 号及び第 4 号」に改める。

(亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例（平成 2 9 年亀

岡市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「下水道事業」の次に「(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業をいう。以下同じ。)」を加える。

第4条第3項中「下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域等」を「次のとおり」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の事業区域等は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定めた事業計画の区域等とする。

(2) 農業集落排水事業

ア 処理区域は、西別院町、本梅町、東本梅町、宮前町、馬路町、旭町、千歳町及び河原林町の一部の区域とする。

イ 処理区域面積は、400.9ヘクタールとする。

ウ 計画処理人口は、12,830人とする。

エ 一日計画最大汚水量は、4,168.7立方メートルとする。

(3) 小規模集合排水処理事業

ア 処理区域は、東別院町小泉の一部の区域とする。

イ 処理区域面積は、5.5ヘクタールとする。

ウ 計画処理人口は、90人とする。

エ 一日計画最大汚水量は、29.7立方メートルとする。

(亀岡市上下水道事業経営審議会条例の一部改正)

第3条 亀岡市上下水道事業経営審議会条例(平成11年亀岡市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「本市の上下水道事業(水道事業及び下水道事業(亀岡市地域下水道条例(平成13年亀岡市条例第18号)第2条に規定する地域下水道に係る事業を含む。))」を「上下水道事業(亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例(平成29年亀岡市条例第31号)第1条に規定する上下水道事業)」に改め、「図るため」の次に「、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき」を加える。

第2条中「市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ）」を「上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という）」に、「本市上下水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第3条、第4条及び第8条中「市長」を「管理者」に改める。

（亀岡市下水道条例の一部改正）

第4条 亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 公共下水道

第1節 終末処理場の名称等（第4条）

第2節 公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理基準（第4条の2－第4条の7）

第3節 排水設備の設置等（第5条－第10条）

第4節 公共下水道の使用（第11条－第19条）

第5節 行為の許可及び占用（第20条－第25条）

第3章 農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設（第26条－第30条）

第4章 使用料及び手数料（第31条－第41条）

第5章 雑則（第42条－第45条）

第6章 罰則（第46条－第48条）

附則

第1条中「市の設置する公共下水道」を「下水道（公共下水道、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設をいう。以下同じ。）」に、「下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）その他法令」を「法令」に改める。

第2条各号を次のように改める。

(1) 下水 生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは付随する廃水（農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設にあつては、工場廃水その他特殊な排水を除く。以下「汚水」という。）又は雨水をいう。

- (2) 公共下水道 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第3号に規定する公共下水道で市が設置するものをいう。
- (3) 農業集落排水処理施設 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき農業振興地域として指定された地域における汚水を排除し、及び処理するために市が設置する施設で、汚水を集合して処理し、公共の水域に放流するための処理施設及びこれを補完する施設を有するものをいう。
- (4) 小規模集合排水処理施設 前2号に掲げる施設により処理される地域以外の地域内において汚水を排除し、及び処理するために市が設置する施設で、汚水を集合して処理し、公共の水域に放流するための処理施設及びこれを補完する施設を有するものをいう。
- (5) 排水設備 下水を下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設をいう。
- (6) 除害施設 下水による下水道への障害を除去するために必要な施設をいう。
- (7) 排水区域 公共下水道にあつては、法第2条第7号に規定する排水区域をいい、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設にあつては、処理区域をいう。
- (8) 処理区域 公共下水道にあつては、法第2条第8号に規定する処理区域をいい、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設にあつては、第26条第2項の規定により告示した汚水を排除し、及び処理すべき区域をいう。
- (9) 取付管 公共汚水ますから下水道の本管に固着する排水管をいう。
- (10) 公共汚水ます 排水設備と取付管を連絡するますをいう。
- (11) 使用者 下水を下水道に排除し、これを使用する者をいう。
- (12) 設置義務者 公共下水道にあつては、法第10条第1項の規定により排水設備を設置しなければならない者をいい、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設にあつては、

当該下水道の供用を開始した場合において、処理区域内に汚水を生じる建築物を有する者をいう。

- (13) 排水量 使用者が下水道に排除した下水の量をいう。
- (14) 水道水 亀岡市水道事業給水条例（平成29年亀岡市条例第32号。以下「水道事業給水条例」という。）又は亀岡市飲料水供給施設給水条例（昭和43年亀岡市条例第13号。以下「飲料水供給施設給水条例」という。）に基づき給水される水をいう。
- (15) 地下水等 井戸水、湧き水、河川水等で水道水以外の水をいう。
- (16) 給水装置 水道事業給水条例第3条第1号（飲料水供給施設給水条例第5条において準用する場合を含む。）に規定する給水装置をいう。

第1章の2を削る。

「第2章 排水設備の設置等」を削る。

第3条を次のように改める。

（代理人及び総代理人の選定）

第3条 設置義務者が市内に居住しないとき、又は下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）において必要があると認めるときは、設置義務者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置き、管理者に届け出なければならない。代理人を変更した場合も同様とする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、下水道の使用に関する事項を処理させるため、総代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。総代理人に変更がある場合も同様とする。

- (1) 排水設備を共有する者
- (2) 給水装置を共有又は共用する使用者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

3 管理者は、前項の総代理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

第3条の次に次の章名及び節名を付する。

第 2 章 公共下水道

第 1 節 終末処理場の名称等

第 4 条を次のように改める。

(終末処理場の名称等)

第 4 条 公共下水道に設置する終末処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

種 類	名 称	位 置
公共下水道	亀岡市年谷浄化センター	亀岡市三宅町八田 1 番地
特定環境保全公共下水道	保津浄化センター	亀岡市保津町三ノ坪 1 2 8 番地

第 4 条の次に次の節名及び 6 条を加える。

第 2 節 公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理基準

(構造の基準)

第 4 条の 2 法第 7 条第 2 項に規定する条例で定める公共下水道の構造の基準は、次条から第 4 条の 6 までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

第 4 条の 3 排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- (3) 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理者が定めるものを除く。）にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、

ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。

- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓継手とぅの設置その他の管理者が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の基準)

第4条の4 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- (4) 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他排水管又は排水渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- (5) ます又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

(処理施設の構造の基準)

第4条の5 処理施設（終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。）の構造の基準は、第4条の3に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- (2) 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように管

理者が定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第4条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(終末処理場の維持管理)

第4条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾過法による場合は、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置を講ずること。

第4条の7の次に次の節名を加える。

第3節 排水設備の設置等

第6条を削り、第5条中「新設等」を「排水設備の新設等」に改め、同条第1号中「排除すべき」を「流入させるために設ける」に、「その他の排水施設（法第11条第1項の規定による場合又は同項の規定に該当しない場合に所有者の承諾を得て他人の排水設備により汚水を排除する場合における他人の排水設備を含む。以下「公共汚水ます等」という）」を「（他人の排水設備によ

り汚水を排除する場合における当該排水設備を含む。以下この条において同じ」に改め、同条第2号中「公共汚水ます等」を「公共汚水ます」に、「規程」を「もの」に改め、第3号の次に次の1号を加え、同条を第6条とする。

(4) 前各号に定めるもののほか、管理者が別に定める排水設備の設置及び構造の基準によること。

第4条の7の次に次の1条を加える。

(排水設備の設置義務)

第5条 公共下水道の設置義務者は、公共下水道の供用開始の日から6月以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、水洗便所（污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）への改造については、3年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第7条の見出し中「排水設備等」を「排水設備」に改め、同条第1項中「排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。）の新設等」を「排水設備の新設等（既設の排水設備等を使用する場合を含み、管理者が別に定める軽易な修繕を除く。以下同じ。）」に、「排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定」を「排水設備の設置及び構造の基準」に、「申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の」を「管理者に申請して、その」に改め、「受けなければならない」の次に「。確認を受けた事項を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする」を加え、同条第2項を削る。

第8条の見出し中「排水設備等」を「排水設備」に改め、同条第1項中「排水設備等の新設等」を「排水設備の新設等」に、「その工事を完了したときは、工事の完了した日から5日以内に到達するようにその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の」を「工事の完了後5日以内に管理者に届け出て、その」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項の検査をした場合において、その排水設備等が排水設備等の設置

及び構造に関する法令の規定」を「前項の検査の結果、排水設備がその設置及び構造の基準」に改め、同項を第2項とする。

第9条の見出しを「（排水設備の工事の施行）」に改め、同条第1項中「排水設備等（除害施設を除く。以下この条において同じ。）の新設等の設計及び工事」を「排水設備の新設等の工事の施行」に、「指定した業者」を「指定した者」に改め、ただし書を削る。

「第3章 公共下水道の使用」を削る。

第12条を削る。

第11条中「排除するために」を「排除して」に、「設けてこれを」を「設け、又は必要な措置を」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第9条の4第1項各号に掲げる物質 それぞれ当該各号に定める数値。
ただし、同条第4項に規定する場合においては、同項に規定する基準に係る数値とする。
- (2) 温度 45度未満
- (3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量
1リットルにつき380ミリグラム未満
- (4) 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満
- (5) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満
- (6) 浮遊物質量 1リットルにつき600ミリグラム未満
- (7) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下
イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下
- (8) 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満
- (9) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満
- (10) 沃^{よう}素消費量 1リットルにつき220ミリグラム以下
- (11) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で京都府環境を守り育てる条例（平成7年京都府条例第33号）によ

り当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（生物化学的酸素要求量に類似する項目及び大腸菌群数を除く。） 当該排水基準に係る数値

第11条に次の2項を加え、同条を第12条とする。

- 2 前項の規定は、管理者が別に定める基準に適合する下水については、適用しない。
- 3 第7条及び第8条の規定は、除害施設の設置について準用する。

第10条第1項中「特定事業場」の次に「（法第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）」を加え、同項第1号中「温度 45度」を「アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム」に改め、同項中第6号を削り、第7号を第6号とし、同項第8号中「燐」を「^{りん}燐」に改め、同号を第7号とし、同条第2項を次のように改め、同条を第11条とする。

2 特定事業場から排除される下水に係る前項に規定する水質の基準は、次の各号に掲げる場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に規定する緩やかな排水基準とする。

- (1) 前項第1号、第6号又は第7号に掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が当該公共下水道からの放流水に係る公共の水域に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定による環境省令により、又は同法第3条第3項の規定による条例により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。
- (2) 前項第2号から第5号までに掲げる項目に係る水質に関し、当該下水が河川その他の公共の水域（湖沼を除く。）に直接排除されたとした場合においては、水質汚濁防止法の規定による環境省令により、当該各号に定める基準より緩やかな排水基準が適用されるとき。

第11条の前に次の節名を付する。

第4節 公共下水道の使用

第9条の次に次の1条を加える。

(特別の必要による公共汚水ます等の新設等)

第10条 特別の必要により公共汚水ます、取付管その他の排水施設の新設、増設又は改築(以下「公共汚水ます等の新設等」という。)を必要とする者は、あらかじめ管理者に申請して、その承認を受けなければならない。

2 公共汚水ます等の新設等に要した経費は、その必要とする者の負担とする。ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

3 第1項の規定により管理者の承認を得て設置した公共汚水ます等は、市の所有とする。

4 公共汚水ます等の新設等の基準及び手続については、管理者が別に定める。

第17条及び第18条を削る。

第16条の見出し中「公共下水道の」を削り、同条中「施行」を「施行等」に、「使用する者その他下水を排除して一時的に公共下水道を使用しようとする者」を「使用しようとする者」に、「許可」を「、その許可」に改め、「受けなければならない」の次に「。許可を受けた事項を変更し、又は廃止するときも同様とする」を加え、同条を第18条とする。

第15条中「使用者が」を「使用者は」に、「、休止」を「、休止し、」に、「再開したときは、当該使用者は、遅滞なくその旨を」を「再開しようとするときは、管理者が別に定めるところにより」に改め、「届け出なければならない」の次に「。届け出た事項を変更するときも同様とする」を加え、同条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

(排除の停止又は制限)

第16条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公共下水道への下水等の排除を停止させ、又は制限することができる。

- (1) 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上必要があると認めると

き。

第14条を第15条とする。

第13条中「除害施設を設置しようとする者又は設置している者」を「除害施設の設置者」に改め、「届け出なければならない」の次に「。除害施設管理責任者を変更するときも同様とする」を加え、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(水質等の測定義務)

第13条 除害施設の設置者は、当該下水の水質及び排水量を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

第19条を次のように改める。

(特別使用)

第19条 公共下水道の特別使用（排水区域外の下水を下水道に排除することをいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申請して、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

2 管理者は、公共下水道の管理上支障がなく、かつ、管理者が特に必要と認めた場合に限り、条件を付けて特別使用を許可することができる。

3 第1項の規定により特別使用の許可を受けた者に対しては、この条例の規定を適用する。

第19条の次に次の節名を付する。

第5節 行為の許可及び占用

第20条から第23条までを削る。

「第4章 行為の許可及び占用」を削る。

第24条中「申請書を管理者に提出」を「あらかじめ管理者に申請」に、「変更」を「変更し、」に改め、同条を第20条とする。

第25条を第21条とする。

第26条の見出しを「（附近地での行為）」に改め、同条中「するとき」を「する者」に、「指示」を「その指示」に改め、

同条を第 2 2 条とする。

第 2 7 条第 1 項中「申請書を管理者に提出して」を「管理者に申請して、その」に改め、「受けなければならない」の次に「。許可を受けた事項を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする」を加え、同条第 3 項中「設置する場合、管理者が認めた場合においては」を「設置する場合において、管理者が認めたときは」に改め、同条を第 2 3 条とする。

第 2 8 条を第 2 4 条とする。

第 2 9 条第 1 項中「第 2 7 条第 1 項」を「第 2 3 条第 1 項」に、「管理者において」を「管理者が」に改め、同条第 2 項中「第 2 7 条第 1 項」を「第 2 3 条第 1 項」に改め、同条を第 2 5 条とする。

第 2 5 条の次に次の章名及び 4 条を加える。

第 3 章 農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設

(施設の名称等)

第 2 6 条 農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の名称及び主たる施設の位置は、次のとおりとする。

種類	名称	主たる施設の位置
農業集落排水処理施設	半国地区農業集落排水処理施設	亀岡市東本梅町赤熊アリマノ 1 7 番地 2
	犬甘野地区農業集落排水処理施設	亀岡市西別院町犬甘野八反田 3 4 番地
	宮前地区農業集落排水処理施設	亀岡市宮前町宮川六反田 1 0 2 番地
	本梅地区農業集落排水処理施設	亀岡市本梅町中野南田 9 番地 2
	川東地区農業集落排水処理施設	亀岡市河原林町勝林島岩淵 1 0 4 番地
小規模集合排水処理施設	小泉地区小規模集合排水処理施設	亀岡市東別院町小泉釜越 1 番地

2 管理者は、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、汚水を排除し、及び処理すべき区域その他必要な事項を告示し、かつ、これを表示した図面を一般の縦覧に供

する。告示した事項を変更しようとするときも同様とする。

(施設の構造の基準及び処理場の維持管理)

第27条 農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の構造の基準及び処理場の維持管理については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他法令で定めるもののほか、公共下水道の例による。

(除害施設)

第28条 使用者は、農業集落排水処理施設又は小規模集合排水処理施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのある下水を継続して排除しようとするときは、除害施設を設置しなければならない。

2 前項の除害施設の設置の基準及び手続等については、公共下水道の例による。

(行為の許可)

第29条 農業集落排水処理施設又は小規模集合排水処理施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けようとする者は、第30条で準用する第5条の規定により排水設備を設ける場合を除き、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

2 前項の行為の許可の基準及び手続等については、公共下水道の例による。

第30条を次のように改める。

(準用規定)

第30条 第5条から第10条まで、第15条から第19条まで及び第22条の規定は、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設について準用する。

第31条から第36条までを削る。

第30条の次に次の章名及び6条を加える。

第4章 使用料及び手数料

(使用料の徴収)

第31条 管理者は、下水道の使用について、使用者から下水道使用料（以下「使用料」という。）を徴収する。

2 使用料は、第17条（第30条において準用する場合を含む。）に規定する届出により徴収する。ただし、使用者が同条に規定する届出を怠った場合は、管理者がその届出事項を認定する。

3 共用の給水装置を使用する使用者は、使用料の納付について連帯して責任を負う。

（使用料）

第32条 使用料は、2月を単位とする期間（以下「期」という。）につき、用途及び汚水の排水量（以下「汚水排水量」という。）に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

（1期2月当たり）

用途	基本使用料		超過使用料 (1立方メートルにつき)	
	基本排水量	金額	立方メートル	円
家事用	立方メートル 20	円 2,600	21～30	130
			31～40	150
			41～60	190
			61～100	240
			101立方メートル以上	320
その他 汚水用	40	7,600	41～60	230
			61～100	270
			101～400	310
			401～1,000	360
			1,001立方メートル以上	420
公衆浴 場用	200	24,000	201立方メートル以上	120

2 前項の用途の適用基準については、管理者が別に定める。

3 水道事業給水条例第27条第2項（飲料水供給施設給水条例第5条において準用する場合を含む。）の規定を適用して同条例の水道料金を算定する場合における使用料は、汚水排水量を

各戸均等とみなして第1項の規定により算出した各戸の額の合計額とする。

- 4 下水道の使用の休止又は廃止の届出がないときは、汚水排水量の有無にかかわらず、基本使用料を徴収する。

(使用料の算定)

第33条 使用料は、水道事業給水条例第3条第2号（飲料水供給施設給水条例第5条において準用する場合を含む。）に規定する定例日及び管理者が地下水等に係る汚水排水量を認定する基準日としてあらかじめ定めた日における汚水排水量をもってその日の属する期分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、これを変更することができる。

(汚水排水量の算定)

第34条 汚水排水量の算定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道水を使用する場合の汚水排水量は、水道水の給水量とする。
- (2) 地下水等を使用する場合の汚水排水量は、その使用水量とし、管理者が認定する。
- (3) 水道水と地下水等を併用する場合の汚水排水量は、水道水の給水量に地下水等の使用水量を加えたものとし、管理者が認定する。
- (4) 清涼飲料水製造業、製氷業、醸造業その他の事業で、その事業に使用する水の量と汚水排水量とが著しく異なる場合の汚水排水量は、使用者の申告内容を審査して、管理者が認定する。
- (5) 第18条（第30条において準用する場合を含む。第36条において同じ。）の規定により一時的に下水道を使用する場合の汚水排水量は、使用者の申告内容を審査して、管理者が認定する。

(特別な場合における使用料の算定)

第35条 期中途において下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの使用料は、次に定めるところにより算定した額に100分の

108を乗じて得た額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

(1) 汚水排水量が、基本排水量の2分の1以下のときは、基本使用料の2分の1の額とする。

(2) 汚水排水量が、基本排水量の2分の1を超えるときは、1期分とみなして算定した額とする。

2 期の中途において用途に変更があった場合の使用料は、使用日数の多い方の用途を適用して算定した額とする。

(一時使用の概算使用料の前納)

第36条 第18条の規定により一時的に下水道を使用する者は、管理者が定める概算使用料を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算使用料は、下水道の使用を廃止したとき、清算する。

第39条を第48条とし、第38条を第47条とする。

第37条第1号中「第3条」を「第5条（第30条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第2号中「第7条第1項又は第2項」を「第7条（第12条第3項及び第30条において準用する場合を含む。）」に、「排水設備等の工事を実施した者」を「排水設備の新設等又は除害施設の設置を行った者」に改め、同条第3号中「排水設備等の新設等」を「排水設備の新設等又は除害施設の設置」に改め、「第8条第1項」の次に「（第12条第3項及び第30条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号から第9号までを次のように改める。

(4) 第9条第1項（第30条において準用する場合を含む。）の規定に違反して排水設備の工事を行わせた者及び請負った者

(5) 第11条、第12条第1項、第15条（第30条において準用する場合を含む。）又は第28条第1項の規定に違反した者

(6) 第22条（第30条において準用する場合を含む。）又は第25条第2項の規定による指示に従わなかった者

(7) 第17条又は第22条（第30条において準用する場合を含む。）に規定する届出を怠った者

(8) 第18条若しくは第19条第1項（第30条において準用する場合を含む。）、第20条、第23条第1項又は第29条第1項の規定による許可を受けないで当該行為をした者

(9) 第42条の規定による命令に従わなかった者

第37条第11号中「第23条」を「第43条」に改め、同号を第12号とし、同条第10号中「第31条」を「第44条」に改め、同号を第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加え、同条を第46条とする。

(10) 第43条の規定による資料の提出を求められて正当な理由なくこれを拒否し、又は怠った者

第36条の次に次の5条を加える。

（使用料の徴収方法）

第37条 使用料は、納入通知書又は口座振替の方法により期ごとに徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

（計測装置の設置等）

第38条 管理者は、地下水等を使用する場合の汚水排水量を算定するため必要と認めるときは、適当と認める場所に計測装置を設置し、これを使用者に貸与することができる。

2 前項の使用者は、同項の計測装置を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、当該使用者が管理義務を怠ったためにこれを毀損又は亡失したときは、その損害額を弁償しなければならない。

3 管理者は、関係職員を計測装置（管理者の承認を得て使用者等が設置するものを含む。この項及び次項において同じ。）の計測、維持、修繕、撤去その他必要な限りにおいて、計測装置の設置してある場所に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は、正当な理由なくこれを拒むことができない。

4 前項の規定により計測装置の設置してある場所に立ち入る職員は、管理者が発行する従事者証を携帯し、関係者の請求が

あったときは、これを提示しなければならない。

(手数料)

第39条 手数料は、次の区分により申請者から申請の際に徴収する。

(1) 排水設備確認・検査手数料

区分	手数料
便器が2個以下の場合（便器を設置しない場合を含む。）	円 1申請につき3,000
便器が1個増すごとに	500

(2) 指定工事業業者登録手数料

区分	手数料
新規	円 1件につき 10,000
更新	1件につき 1,000

(3) 各種証明手数料

1件につき 300円

2 前項の規定にかかわらず、特別の費用を要するものについては、その実費を徴収する。

3 前2項に定める手数料及び実費は、特別の理由がない限り還付しない。

(使用料等の督促及び延滞金)

第40条 この条例に規定する占用料、使用料又は手数料を納期限までに納付しない者がある場合の取扱いについては、亀岡市税外収入滞納金督促条例（昭和40年亀岡市条例第1号）の定めるところによる。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

(使用料等の軽減又は免除等)

第41条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない占用料、使用料、手数料その他の費用を軽減し、若しくは免除し、又は使用料を分納させることができる。

2 前項の軽減、免除及び分納について必要な事項は、管理者が別に定める。

第41条の次に次の章名及び4条を加える。

第5章 雑則

(改善命令)

第42条 管理者は、下水道の管理上必要があると認めるときは、排水設備又は除害施設の設置者若しくは使用者に対し、期限を定めて、排水設備又は除害施設の構造若しくは使用の方法の変更を命ずることができる。

(資料の提出)

第43条 管理者は、下水道を適正に管理し、又は使用料を算定するために必要な限度において、使用者から資料の提出を求めることができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第44条 第18条若しくは第19条第1項(第30条において準用する場合を含む。)、第20条第1項、第23条第1項又は第29条第1項の許可を受けた者は、その権利を無断で譲渡し、又は転貸してはならない。

(委任)

第45条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

(亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第5条 亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例(昭和56年亀岡市条例第21号)の一部を次のように改正する。

題名中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第1条中「公共下水道に係る都市計画下水道事業(以下「事業」という。)」を「下水道事業」に改め、「。以下「法」という。」を削り、「(以下「負担金」という)」を「又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づく分担金(以下「負担金」と総称する)」に改める。

第2条第1項中「事業」を「下水道事業(亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例(平成29年亀岡市条例第31号)第2条

第 2 項に規定する下水道事業をいう。以下同じ。)」に、「公共下水道」を「下水道」に、「第 17 条による特別使用許可」を「第 19 条第 1 項 (同条例第 30 条において準用する場合を含む。第 5 条において同じ。) の規定による特別使用の許可」に改める。
 第 4 条中「別表」を「次の表」に改め、同条に次の表を加える。

負担区名	単位負担金額 (1 平方メートル当たり)
第 1 負担区	4 4 0 円
第 2 負担区	8 8 0 円

第 5 条第 3 項中「、管理者は」を削り、「第 17 条」を「第 19 条第 1 項」に、「土地に負担金を賦課することができる。この場合において」を「土地を賦課対象区域とする場合においては」に改める。

第 7 条中「法第 75 条第 3 項」を「管理者は、都市計画法第 75 条第 3 項又は地方自治法第 231 条の 3 第 1 項」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

第 9 条第 2 項第 5 号中「事業」を「下水道事業」に改める。

第 11 条第 1 項中「納付しないもの」を「納付しない者」に改める。

別表を削る。

(亀岡市地域下水道事業基金条例等の廃止)

第 6 条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 亀岡市地域下水道事業基金条例 (平成 12 年亀岡市条例第 24 号)
- (2) 亀岡市地域下水道条例 (平成 13 年亀岡市条例第 18 号)
- (3) 亀岡市地域下水道事業分担金徴収条例 (平成 13 年亀岡市条例第 19 号)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(亀岡市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正前の亀岡市特別会計条例第1条に規定する亀岡市地域下水道事業特別会計に係る決算上の剰余又は不足、債権、債務及び資産は、亀岡市下水道事業会計に引き継ぐものとする。
(亀岡市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設(以下「旧地域下水道」という。)を使用する者(以下「旧地域下水道使用者」という。)にあっては、第4条による改正後の亀岡市下水道条例(以下「新下水道条例」という。)第32条第1項に規定する用途は、家事用とみなす。ただし、施行日以後に用途を変更したときは、その変更した用途を適用する。
- 4 旧地域下水道使用者にあっては、新下水道条例第31条から第35条までの規定は、施行日以後最初の定例日(亀岡市水道事業給水条例(平成29年亀岡市条例第32号)第3条第2号(亀岡市飲料水供給施設給水条例(昭和43年亀岡市条例第13号)第5条において準用する場合を含む。))に規定する定例日をいう。)及び管理者が地下水等に係る汚水排水量を認定する基準日としてあらかじめ定めた日に算定する汚水排水量により算定する使用料から適用し、同日前に算定した汚水排水量により算定する使用料については、第6条による廃止前の亀岡市地域下水道条例(以下「旧地域下水道条例」という。)の規定を適用する。
- 5 旧地域下水道の排水区域内の土地(排水設備の設置義務を猶予しているものに限る。)に排水設備の新設を行う場合においては、新下水道条例第39条第1項第1号の規定は、平成34年3月31日までに申請のあったものについては、適用しない。
- 6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 施行日前に旧地域下水道条例第4条の規定により供用開始の告示がされた区域内的の土地については、第5条による改正後の亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例に規定する受益者負担金の納付があったものとみなす。

8 施行日前に旧地域下水道条例第18条第1項の規定により公共ますの新設等の申請のあった土地における受益者負担金については、なお従前の例による。

(亀岡市地域下水道事業基金条例の廃止に伴う経過措置)

9 第6条による廃止前の亀岡市地域下水道事業基金条例第1条に規定する亀岡市地域下水道事業基金に属する現金は、亀岡市下水道事業会計に引き継ぐものとする。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

10 この条例の施行日前にこの条例による改正前又は廃止前の条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、第2項から前項に定めるもののほか、この条例による改正後の条例の相当規定によりされたものとみなす。

(経過措置の委任)

11 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、下水道事業の管理者の権限を行う市長が定める。

(準備行為)

12 この条例の施行のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

亀岡市特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に地方公営企業法の規定の全部を適用すること等に伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

- 1 地方公営企業法の規定により、本市の経営する特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業及び小規模集合排水処理事業に同法の全部を適用し、下水道事業に統合すること。
- 2 亀岡市地域下水道事業特別会計及び亀岡市地域下水道事業基金を廃止し、同会計及び同基金に属する資産及び負債等を亀岡市下水道事業会計に引き継ぐこと。
- 3 特定環境保全公共下水道、農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設（以下「旧地域下水道」という。）並びに公共下水道の構造、管理及び使用に関する条例を統合すること。
- 4 旧地域下水道の排水区域内の土地に対し、公共下水道事業の受益者負担金と同等の負担金を課すこととし、旧地域下水道の設置事業に対する分担金は廃止すること。
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 6 関係条例の廃止及びその他所要の規定整備を図ること。
- 7 この条例は、平成31年4月1日から施行すること。